

新たな道路照明に関する技術公募 「質問事項及び回答」

本技術公募に係る質問について、下記のとおり回答いたします。

No.	質問対象	質問事項	回答
1	【公募要領】 2. 公募技術 (1) 対象技術	横断歩道橋に設置する歩道照明は対象となる でしょうか？	本技術公募は、道路に関する照明全般を対象と するため、横断歩道橋に設置する歩道照明も対象 となります。
2	【公募要領】 5. 検証対象技術の選定 (3) 秘密保持契約の締結	「選定された技術の応募者は、技術検証にあた って国土交通省との間で秘密保持に関する契約 等を締結することします。」とありますが、当該技 術公募に関わる事務局とも秘密保持契約を締結 することは可能でしょうか？	事務局は、国土交通省及び委託を受けて本公募 にかかると実施する者（以下、委託先）で構 成されています。委託先については、国土交通省 との間で別途秘密保持に関する契約を締結して いるため、国土交通省と秘密保持契約を締結す ることで、事務局と応募者の間で秘密保持が担保さ れます。
3	【公募要領】 6. 技術検証の実施 (1) 検証方法	フィールドテストなど、共同で得られた知見の 帰属や取扱いはどうなるのでしょうか？	フィールドテストについては、基本的に応募者 にて実施頂くため、得られた知見は応募者に帰属 されます。
4	【公募要領】 6. 技術検証の実施 (4) 検証結果の公表	検証結果の公表はどのような形をご予定され ているのでしょうか。	HP での公表を予定しております。 なお、応募技術には各社独自の技術や研究開発 中の技術も含まれると考えられるため、公表内容 については応募者と協議の上、決定させていただきます。

No.	質問対象	質問事項	回答
5	【公募要領】 10. その他	最後のページの「10. その他」に記載頂いていますが「事務局が選定する評価委員」というのは、どのようなメンバーで構成される事を想定されていますでしょうか？	評価委員の構成員は、学識経験者、技術専門家、道路管理者等を予定しております。
6	【申請書類】 様式-4: 承諾書 新たな道路照明に関する 技術公募に係る規約 (外部発表)	規約第6条に「本公募期間中及び本公募が終了した後において、事務局及び応募者が、本公募で得られた成果の全部又は一部を公表又は頒布使用するときは、事前に協議を行うものとする。」とありますが、応募者が、提案内容に関する応募前から所有している情報について外部公表することは問題ありませんでしょうか？	応募者が応募前から所有する情報を外部に公表することは問題ございません。
7	【申請書類】 様式-4: 承諾書 新たな道路照明に関する 技術公募に係る規約 (知的財産権)	規約第8条に「使用した結果生じた責任」とありますが、誰が使用した範囲までが対象でしょうか？ 応募者以外の、国土交通省が使用した場合や、第三者が使用した場合まで対象となるのでしょうか？	本技術公募において、応募者が使用した範囲が対象となります。